

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

総務課

# 目 次

## 重点事項

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について      | 1  |
| 1 事業概要について                   | 1  |
| 2 平成29年度予算案の内容等について          | 1  |
| 第2 給付金について                   |    |
| 1 簡素な給付措置(臨時福祉給付金(経済対策分))の概要 | 4  |
| 2 実施に向けた準備について               | 7  |
| 第3 自殺対策の推進について               |    |
| 1 自殺対策の状況等について               | 11 |
| 2 今後の自殺対策について                | 13 |

## 連絡事項

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 共同募金運動について                   | 18 |
| 2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 21 |

## 参考資料

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 地域生活定着促進事業関係               | 22 |
| 2 平成29年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係> | 25 |
| 3 平成29年度社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要 | 26 |

# 第 1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

## 1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。そのため、平成 21 年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

### 【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

#### (1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

#### (2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用して人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

#### (3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

## 2 平成 29 年度予算案の内容等について

(1) 本事業は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施する。

#### ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

#### イ 補助率

定額補助（補助基準額の 3 / 4 相当額を基本とする）

#### ア 補助基準額

2, 500 万円（業務量に応じた傾斜配分あり）

(2) 平成29年度予算案における国庫補助について

本事業の取組み状況について、平成25～27年度の実績を見ると、各都道府県の取扱件数に最大で5倍を超える差異が認められる。

平成29年度においても、平成28年度予算と同様に、①定額補助を行いつつ、②傾斜配分について、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実績に応じたものとする予定である。

(3) 既存の福祉的支援との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところ、上記趣旨に鑑み適切に対応されたい。

関連して、平成27年12月24日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を発出しているので、連携強化の際の参考とされたい。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行つてきているところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県やセンターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行つていく。

(参考) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援

発第0401019号)

- セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（平成27年8月4日最終改正）

## 第2 給付金について

### 1 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（経済対策分））の概要

#### (1) 一連の給付金の実施について

平成26年度から実施している「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）や、平成28年春から実施している年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金）については、各市町村において円滑に支給事務を進めていただき、これまでの対応に改めて厚く感謝申し上げます。

今般、新たに、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給することとなり、引き続きのお力添えをお願いしたい。

(参考)

#### 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)・年金生活者等支援臨時福祉給付金等の実施状況

|                      |  | ● 実施済  |   | ● 実施中  |   | ● 新規(28年度第2次補正予算計上) |   |                                       |  |
|----------------------|--|--|---|--|---|---------------------|---|---------------------------------------|--|
| 年度                   | 25   | 26   | 27  | 28   | 29  | 30                  | 31  | 支給対象者                                 |  |
| 消費税率                 | 5%   | (26.4.1)5%→8%  | 8%  |  | (29.4.1)  | 税率引上げ延期             | (31.10.1)8%→10%   |                                       |  |
| 簡素な給付措置<br>(臨時福祉給付金) | 26.4～27.9の1年半分   |  | 27.10～28.9の1年分  |  | 28.10～29.3の半年分  |                     | 29.4～31.9の2年半分  |                                       | 経済税率制度<br>住民税非課税者<br>(課税者の扶養親族<br>や生活保護制度の被<br>保護者を除く) |
|                      | ①25年度補正<br>②26年8月～<br>③26年度非課税者<br>④2,400万人<br>(実績1,892万人)<br>10,000円<br>(基礎年金受給者等に<br>5,000円加算措置) | 26年度   | ①27年度当初<br>②27年10月～<br>③27年度非課税者<br>④2,200万人<br>(実績2,016万人)<br>6,000円 | 27年度   | ①28年度当初<br>②28年10月～<br>③28年度非課税者<br>④2,200万人<br>(実績1,754万人)<br>3,000円 | 28年度                | ①28年度2次補正<br>②29年春～<br>③28年度非課税者<br>④2,200万人<br>15,000円 | 経済対策分                                 |  |
| 年金生活者等支援<br>臨時福祉給付金  | 高齢者向け<br>給付金   | 一徳総活躍の緊急対策に<br>より、アベノミクスの成果の均<br>てんの観点から行うもの。                    |   | ①27年度補正<br>②28年3月～<br>④1,130万人<br>(実績1,167万人)<br>30,000円 | ①28年度当初<br>②28年10月～<br>④150万人<br>(実績63万人)<br>30,000円                  | 併せて支給<br>同じ支給対象者    |   | 児童手当(特例給付を<br>除く)の受給者<br>(金額は児童1人当たり) |  |
| 子育て世帯<br>臨時特例給付金     | 障害・遺族<br>年金受給者<br>向け給付金  | 26年度<br>①25年度補正<br>②26年8月～<br>④1,271万人<br>(実績1,333万人)<br>10,000円 | 27年度<br>①27年度当初<br>②27年10月～<br>④1,630万人<br>(実績1,490万人)<br>3,000円      |  |   |                     |   |                                       |  |

概要:①予算計上 ②支給時期 ③簡素な給付措置の支給対象者 ④予算上の支給対象者数(実績) ※平成28年度実施中の給付金は平成28年12月末現在)

## (2) 臨時福祉給付金（経済対策分）の趣旨等

「簡素な給付措置」は、税制抜本改革法において、消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、低所得者層に対する暫定的及び臨時的な措置として位置づけられており、平成31年10月に予定される消費税率引上げ（8%→10%）及び軽減税率の導入時点まで実施することとされている。

一方で、現状の景気が個人消費に力強さを欠いた状況にあるとの認識の下、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、平成28年8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「簡素な給付措置について、平成31年9月までの2年半分を一括して措置する。」こととされ、平成28年度第二次補正予算により臨時福祉給付金（経済対策分）を実施することとした。

その支給事務を担う厚生労働省において、これまでの給付金に引き続き、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

### 「未来への投資を実現する経済対策」について(抜粋)

平成28年8月2日  
閣議決定

「未来への投資を実現する経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

#### 第2章 取り組む施策

##### I. 一億総活躍社会の実現の加速

##### (3) 社会全体の所得と消費の底上げ

力強さに欠ける消費の底上げを図り、内需をしっかりと拡大するためには、社会全体の所得の底上げを図ることが重要。そのため、以下の施策を講ずる。

##### ③簡素な給付措置

簡素な給付措置について、平成31年(2019年)9月までの2年半分を一括して措置する。平成31年(2019年)10月より、消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

制度の概要は、支給額を除けば、平成28年度の臨時福祉給付金と同様である。以下の図を参照されたい。

### 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の概要

| 措置対象期間<br>(計上予算) | 平成26年度<br>平成26年4月～27年9月<br>(平成25年度補正)  | 平成27年度<br>平成27年10月～28年9月<br>(平成27年度当初) | 平成28年度<br>平成28年10月～29年3月<br>(平成28年度当初) | 経済対策分<br>平成29年4月～31年9月<br>(平成28年度第2次補正) |
|------------------|--|--|--|---|
| 趣旨               | 税制抜本改革法に基づき、消費税率の引上げを踏まえ、低所得者に配慮する観点から導入する施策(軽減税率)の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を実施 |  |  |   |
| 支給対象者            | 市町村民税(均等割)が課税されていない者<br>(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)                              |  |  |   |
| 対象者数<br>(注1)     | 2,400万人  | 2,200万人                                | 2,200万人                                | 2,200万人                                 |
| 実績<br>(注2)       | 1,992万人<br>(うち加算対象者1,091万人)  | 2,016万人                                | -                                      | -                                       |
| 支給対象者の特例         | 施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給                                       |  |  |   |
| 実施主体             | 市町村(特別区を含む)  |  |  |   |
| 支給額<br>(注3)      | 10,000円<br>基礎年金受給者等に5,000円を加算  | 6,000円                                 | 3,000円                                 | 15,000円                                 |
| 基準日              | 平成26年1月1日  | 平成27年1月1日                              | 平成28年1月1日                              | 平成28年1月1日                               |
| 支給開始時期           | 平成26年8月頃   | 平成27年10月                               | 平成28年10月                               | 平成29年春                                  |
| 費用               | 事業の実施に要する経費(事業費・事務費)を国が補助(10/10)   |  |  |   |
| 予算額              | 3,420億円<br>事業費:3,000億円<br>事務費:420億円  | 1,693億円<br>事業費:1,320億円<br>事務費:373億円    | 1,033億円<br>事業費:660億円<br>事務費:373億円      | 3,673億円<br>事業費:3,300億円<br>事務費:373億円     |

(注1)対象者数は、予算積算上の推計数。  
(注2)実績は、市町村へのアンケート結果(支給決定者数)を集計したものの。  
(注3)支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分(3%アップ分)を参考に算出。

### (3) 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響分を織り込んで設定されているため、平成28年度臨時福祉給付金と同様に、基準日(平成28年1月1日)における生活保護制度の被保護者等については、支給対象外とする。

### (4) 施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

平成28年度臨時福祉給付金と同様に、以下のような取扱いとする。

ア 基準日(平成28年1月1日)時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

イ 基準日（平成28年1月1日）時点で配偶者と生計を別にしているDV被害者等については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

施設入所等児童等及びDV被害者等については、上記の配慮を行うため、これまでの給付金と同様に、支給先の管理を行う作業が必要となるが、平成28年10月20日に開催した全国説明会において、「施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について」（平成28年10月20日付け事務連絡）及び「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について」（平成28年10月20日付け事務連絡）により運用指針を示したところである。

## 2 実施に向けた準備について

### (1) 予算について

#### ア 国における予算計上について

支給に要する経費については、平成28年度第2次補正予算に計上した。補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

##### i 事業費 3,300億円

$$\cdot 15,000\text{円} \times 2,200\text{万人分} = 3,300\text{億円}$$

##### ii 事務費 373億円

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = 358\text{億円}$$

なお、事務費の予算計上の考え方は以下のとおりである。

#### (ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
- ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
- ・ システム改修費 [既存システムの改修など]

- ・ 電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
- ・ 口座振込手数料
- ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
- ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・ 全国説明会への出席旅費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- ・ 広報経費

などの経費を見込んだもの。

イ 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

事業費・事務費ともに、平成28年度に交付決定した後の残余を平成29年度へ繰り越して使用することができるよう、国において、繰越明許費として要求している。なお、平成29年度中に事業が完了する必要がある点について留意されたい。

ウ 地方公共団体における予算計上について

一億総活躍社会の実現の加速に向けて、社会全体の所得の底上げを図っていく旨の給付金の趣旨から、可能な限り早く支給ができるよう、また、支給事務の大半に平成28年度臨時福祉給付金の枠組みを用いていることを踏まえ、効率的な実施方法等について検討の上、予算計上をお願いしたい。

エ 都道府県に対する事務委任について

国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

(2) 実施スケジュール等について

上述のとおり、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていく観点から、可能な限り年度内からの支給開始をお願いし、事業を計画していただきたいと考えている。

申請受付期間については、申請受付開始日から3カ月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3カ月以上6カ月以内の範囲とすることができる。

### (3) 広報に関する準備作業について

#### ア 国の広報について

臨時福祉給付金（経済対策分）の国の広報予定は、以下のとおりである。

##### (ア) 広報シンボル

引き続き「カクニンジャ」のキャラクターを採用し、「平成28年度臨時福祉給付金」とは別に、新たに「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給することを明確化するため、カクニンジャの色を「平成28年度臨時福祉給付金」の青色から、「臨時福祉給付金（経済対策分）」は赤色に変更して、訴求性を高める。

##### (イ) メディア広報

各市町村の申請受付期間を念頭に、メディア広報（テレビCM、新聞広告、ラジオ広告、バナー広告）は、大半の市町村が申請受付を開始する3月下旬～4月上旬と申請受付を終了する直前の5月下旬～6月上旬の2つ時期をピークとして重点的に行う予定である。

##### (ウ) ポスター・チラシ

平成28年度臨時福祉給付金の際と同様に、各省庁や関係団体の協力の下、医療機関、福祉施設、交通機関、商業施設、金融機関、郵便局、官公署等に、広くポスター・チラシを配布する予定である。これらの機関・施設等への配布時期は、3月上旬以降となる。

##### (エ) 特設コールセンターの設置

国民からの一般的な問い合わせに国でも対応するため、平成29年度も引き続き、国の特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する（電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする）。

##### (オ) 特設ホームページの運用

厚生労働省の特設ホームページについて、平成29年度も引き続き、現在のものを運用する（同じURLを使用する）。

(参考)

### 臨時福祉給付金（経済対策分）の広報スケジュール予定

|          | 1月                      | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月                      | 8月 | 9月～<br>30年3月 | 備 考                                      |
|----------|-------------------------|----|----|----|----|----|-------------------------|----|--------------|--|
| テレビ・新聞   | 「周知・申請促進」               |    |    |    |    |    | 「申請漏れ防止」                |    |              | 3月下旬～<br>5月下旬～<br>の2回実施予定                |
| ラジオ      | 【3月下旬～4月上旬】<br>申請受付開始時期 |    |    |    |    |    | 【5月下旬～6月上旬】<br>申請受付期間後半 |    |              | 3月下旬～<br>実施予定                            |
| ポスター・チラシ |                         |    |    |    |    |    |                         |    |              | 2月下旬～<br>配布予定                            |
| バナー広告    |                         |    |    |    |    |    |                         |    |              | 3月下旬～<br>実施予定                            |
| コールセンター  |                         |    |    |    |    |    |                         |    |              | 引き続き同じ番号<br>0570-037-192を使用<br>29年度末まで運営 |
| ホームページ   | 1月30日に経済対策分の<br>情報を追加   |    |    |    |    |    |                         |    |              | 現在と同じHPで<br>29年度末まで運営                    |

#### イ 市町村における広報について

(ア) 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、これまでの給付金では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに臨時福祉給付金の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

(イ) こうした個別の勧奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、各市町村において効果的な申請勧奨に取り組んでいただきたい。

## 第3 自殺対策の推進について

### 1 自殺対策の状況等について

#### (1) 自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回った。平成28年は2万1,764人（速報値）と、5年連続で3万人を下回り、平成6年以来の水準となった。

#### (2) 自殺対策の状況

##### ア 自殺対策業務の移管

平成27年1月に閣議決定された「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」において、自殺対策の推進業務は厚生労働省へ移管することとされた。同年9月には、業務移管に必要な法整備を行う「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し、同法に基づき、平成28年4月1日をもって業務が移管された。

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以来、内閣府において自殺総合対策大綱を2度策定し、これに沿った様々な取組が進められてきた結果、自殺者数が2万1,764人（速報値）まで減少するなど、着実に成果を出してきた。一方、今後、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を一層進め、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている自治体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密に連携することがますます重要となると考えられた。このため、前述の業務見直しにおいては、こうした現場と関連が深い厚生労働省に移管することで、取組体制の更なる強化を図ることになったものである。

##### イ 自殺対策基本法の改正

地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進めるため、平成28年3月18日、議員立法により自殺対策基本法が改正され、4月1日から施行さ

れた。主な改正点は、以下のとおり。

- ・ 都道府県自殺対策計画等（同法第 13 条）

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定める。

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定める。

- ・ 都道府県・市町村に対する交付金の交付（同法第 14 条）

自殺対策計画を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、国は、これらの計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に当たるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

#### ウ 自殺総合対策推進センターの発足

平成 28 年 4 月 1 日付けで自殺予防総合対策センターを自殺総合対策推進センター（※）に改組し、組織体制について地域連携推進室を新設するなどの強化を図っている。

※ 自殺総合対策推進センターは、「国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター」における組織。

自殺総合対策推進センターにおいては、国における自殺対策を総合的に支援するため、

- ・ 精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点を踏まえて研究を行うとともに

- ・ 民学官で P D C A サイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援に取り組んでいくこととしている。

また、地域レベルの取組を支援するため、

- ・ 民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化

- ・ 地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）

に取り組んでいくこととしている。

### (3) 自殺対策の推進に関する業務の所掌について

自殺対策については、業務移管に伴い、より総合的な自殺対策を推進していくため、省内に厚生労働大臣を本部長とする省内横断的な組織である自殺対策推進本部を設置して推進しているところである。

なお、「自殺対策業務の移管について（通知）」（平成 28 年 4 月 20 日付け社援発 0420 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）において、自殺対策業務については、大臣官房参事官（自殺対策担当）が自殺対策推進室の室長を兼務の上、社会・援護局長のもと、自殺対策業務を担当することとなった旨通知したところであるが、平成 29 年 4 月 1 日より組織令の改正によって、自殺対策基本法改正の趣旨を明確化する予定であるので御了知願いたい。

## 2 今後の自殺対策について

### (1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱は、平成 24 年 8 月 28 日に閣議決定され、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、平成 28 年秋から見直しに向けた検討に着手している。

自殺対策基本法の改正も踏まえ、平成 29 年夏頃を目途に新たな自殺総合対策大綱を策定することができるよう、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会を開催している。

おおむね 6 回程度検討会を開催し、取りまとめた上で、パブリックコメントを平成 29 年 5 月頃に行い、夏頃を目途に自殺総合対策会議（厚生労働大臣を会長とする関係閣僚会議）に案を諮り、新しい大綱の閣議決定ができるよう検討を進めているところである。

### (2) 都道府県自殺対策計画等の早期策定に向けた支援策の検討

厚生労働省において自殺総合対策大綱の見直しを進める一方で、自殺総合対策推進センターは、全自治体の自殺実態の分析・把握や地域特性に応じた自治体の類型化と政策パッケージの立案を進めている。

自治体において、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定ができるよう、自殺総合対策推進センターから各自治体の自殺実態の分析・把握結果を提供するなどにより、自殺対策計画の策定を支援したい。

また、都道府県や政令指定都市では、市町村の計画づくりを支援する地域自殺対策推進センターを平成 29 年度中に設置していただきたい。

平成 30 年度以降、以下のとおり自治体、自殺総合対策推進センターによる P D C A サイクルを展開することを考えているので、御理解、御協力をお願いしたい。

- ① 全国の都道府県や市町村が計画づくりを行うに当たっては、自殺総合対策推進センターが全自治体の自殺実態の分析や地域の特性に応じた自治体の類型化や政策パッケージを立案し、自治体においてそれをもとに計画づくりを行う。
- ② 次に、計画に基づく施策が展開されていく中で、自殺総合対策推進センターが行っている研究などで地域における実践の支援などを展開していく。
- ③ さらに、計画の数値目標や施策の効果、課題を検証していく中で、国や自殺総合対策推進センターで計画の達成度の精査、政策パッケージの効果検証を行っていく。
- ④ その後、検証結果を踏まえた計画の見直しや施策の改善を行うとともに、今後、新たな政策提言や情報発信を行っていく。

# 自殺対策の推進にかかる当面の課題

## 現状

- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。
- 同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。

※主な改正点

自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施  
「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を進めるため、

- ・ 自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
- ・ 計画に基づき自治体を実施する事業に対し、国は交付金を交付（地域自殺対策強化交付金）

- 自殺者数は、依然として年間約2万2千人（平成28年）という深刻な状況。

## 課題

### 改正基本法を踏まえた「自殺総合対策大綱」（法定、閣議決定）の見直し

※現行大綱（平成24年8月閣議決定）は、5年を目途に見直すこととされている。

## 今後の方向性

（平成28年秋以降）

（全6回程度）

（平成29年5月頃）

（平成29年夏頃目途）

自殺総合対策会議  
（法定・閣僚級）

※会長：厚生労働大臣  
構成員：関係閣僚

「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」の開催

パブリックコメント

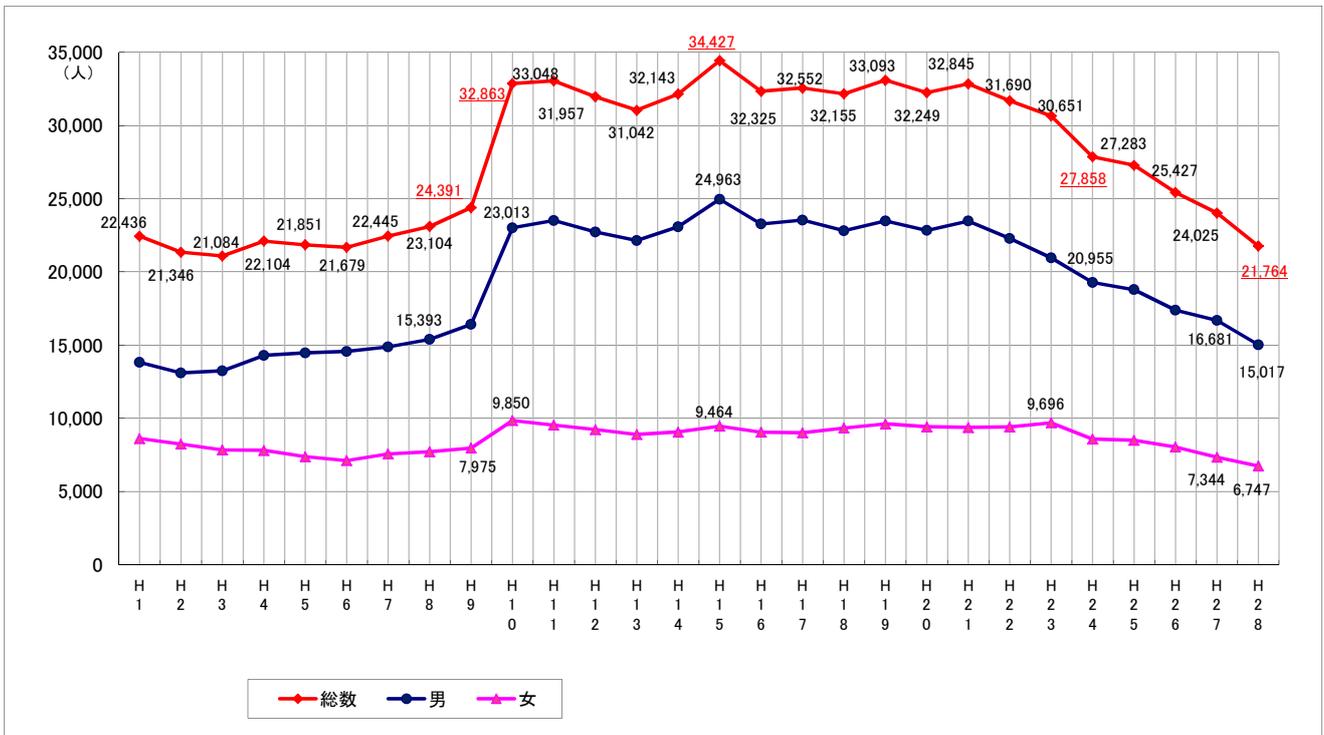
自殺総合対策会議  
※大綱案の決定

大綱の閣議決定

地域レベルの実践的な対策の本格化

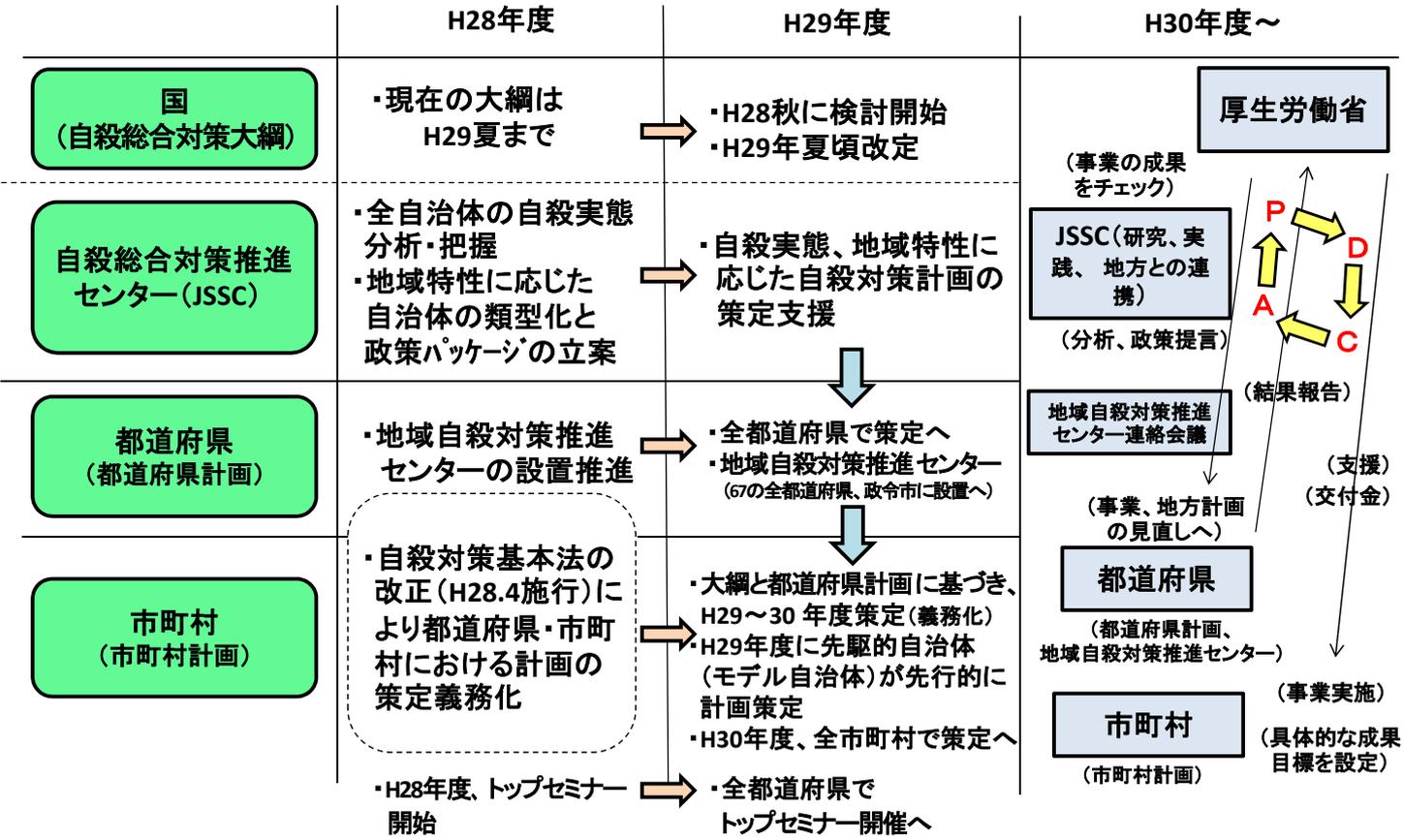
※自治体計画の早期策定に向けた支援策の検討（ガイドライン策定等）

## 自殺者数の推移（自殺統計）



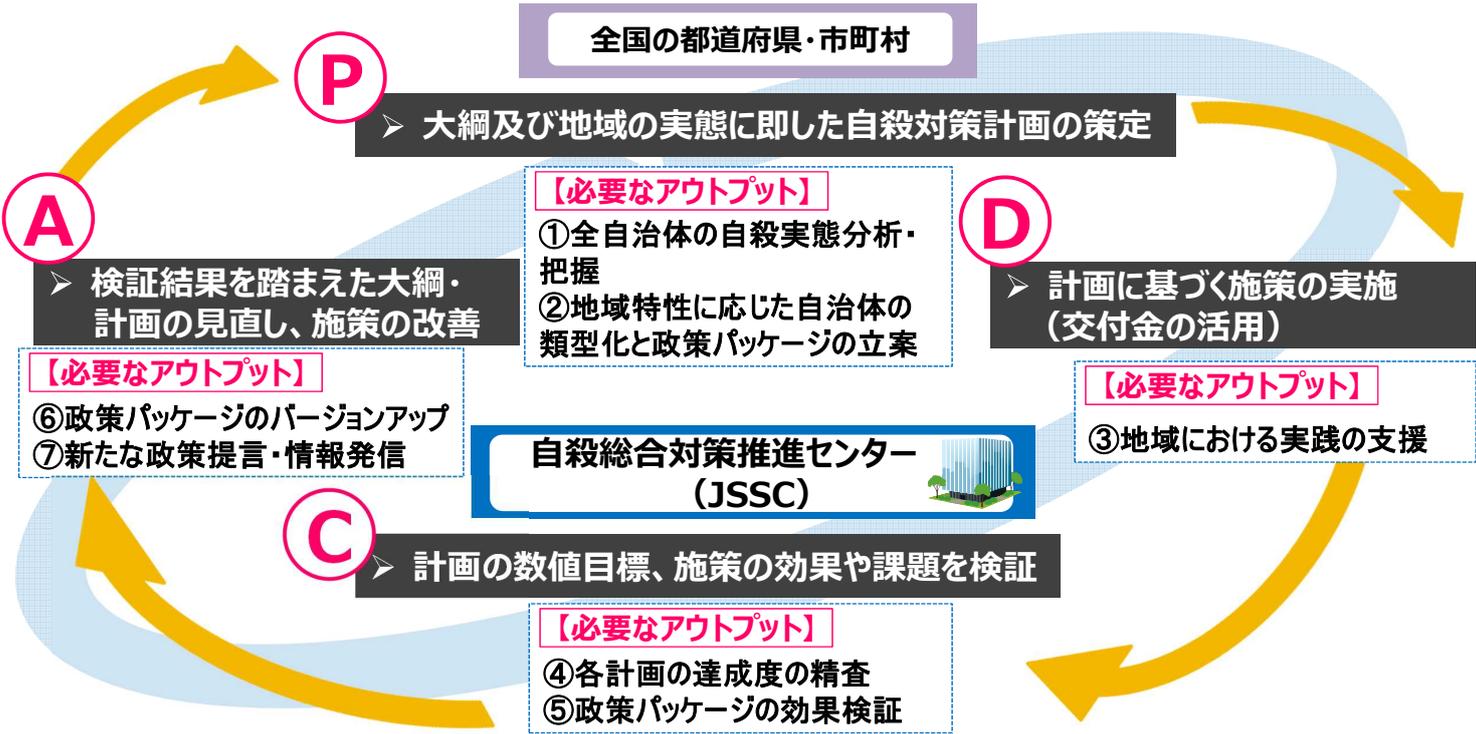
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成  
注）平成28年は速報値

# 今後の自殺対策の流れについて



## 自殺対策のPDCAサイクルについて

● **自殺総合対策推進センター(JSSC)** は、PDCAサイクルの各段階に必要な「**アウトプット (=働きかけ)**」を通じて、自殺対策を実践・貢献。



# 地域自殺対策推進センター整備状況（JSSC調査）

|        | 設置済  | 未設置   |
|--------|--|---|
| ➤ 都道府県 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県 | 山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、岐阜県、兵庫県、奈良県、京都府、広島県、香川県、熊本県、佐賀県、宮崎県、長崎県、大分県、沖縄県 |
| ➤ 指定都市 | 仙台市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市   | 札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、京都市、広島市、熊本市  |
|        | <b>38</b>  | <b>29</b>   |

（出典）自殺総合対策推進センター「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査報告書（平成28年度）」  
 ※調査時点：平成28年3月～6月。

## 地域自殺対策強化交付金

29年度予算案 25億円（28年度予算額 25億円）

### 事業概要・目的

#### 【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、5年連続で3万人を下回ったものの、依然として高い水準で推移しており、深刻な状況。その中で、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用した取組みが近年の自殺者数の減少傾向に一定の成果を挙げたところ。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、経済状況の変化等の様々なリスクに対応した自殺予防を図る。

（参考）自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）においては、平成28年までに自殺死亡率（人口10万人当たり自殺者数）を平成17年比で20%以上減少させることを目標としている。

#### 【事業の概要】

- 地方団体の取組みとも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組みを行う地方団体や民間団体を支援する。

### 事業イメージ・具体例

- 地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施するとともに、若年層対応、自殺未遂者対応、ハイリスク対応等に重点的に取り組んでいく。

#### <事業例>

##### 【利用しやすい相談窓口の整備】

- ・相談窓口の夜間・休日対応

##### 【若年層に特化した自殺防止対策】

- ・学校への「生きる取組」出前講座、教師を対象としたゲートキーパー養成

##### 【自殺未遂者の再企図防止等に関する支援】

- ・東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業

##### 【ハイリスク地における自殺防止対策】

- ・青木ヶ原ふれあい声かけ事業

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 自殺者及び自殺企図者、さらにうつ病患者に対し、その背景にある様々な要因に対応するため、地域において生きる支援を提供することにより、安心・安全な社会の実現に寄与するとともに、そうした方々が自殺に追い込まれることなく就労を始めとした社会活動・経済活動を継続することにより、経済成長の向上にも寄与することとなる。

## 1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、今年度で70回目を迎えた。地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

昭和22年当時から募金運動の中心は自治会や町内会など地縁組織による戸別募金であり、現在でも募金額の7割以上が戸別募金によるもの（平成27年度実績）である。

しかし、地域の人口減少や地縁の希薄化などを背景に戸別募金による募金は減少傾向にあり、法人募金の減少も相まって共同募金の募金額は平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いている。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合える「地域共生社会」の実現が提唱され、推進する取組みとして、共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成が盛り込まれた。

「地域共生社会」の実現に向け、その検討に資するため設置された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（座長：原田正樹日本福祉大学教授）では、寄附文化の醸成も検討の俎上に上がり、昨年12月に出された同検討会による中間とりまとめ（以下、単に「中間とりまとめ」という。）では、

- ・寄附文化の醸成にあたっては、共同募金（特定テーマ募金の推進）、安心生活創造事業で行われた自主財源確保のための取組、ソーシャル・インパクト・ボンド、社会福祉法人の地域公益的な取組などが期待される
- ・地域福祉を推進する財源を考えるとということは、資金確保というだけのことでなく、官民協働という過程を大切にすること、これまで地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起すること、また事業評価、成果を「見える化」することで、より効果的な対策を考えていけることなどの利点が多い
- ・共同募金については、使い道や期待される成果を明確にして募集するテーマ型募金を広げるなど、寄附者により納得が得られる仕組みを普及させることが求めら

れる

- ・単に不足する資金を集めるだけでなく、地域で何が課題か話し合い、そのための資金を皆で出し合うことが、「我が事」のきっかけとなることを再認識することが必要

などとされた。（※厚生労働省ホームページ掲載の中間とりまとめもご参照下さい。

<掲載 URL><http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147066.html>)

共同募金は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして重要であるとともに、地域で募金が行われ地域のために使われるという特性から、地域の住民や地域で活動する団体が、募金運動を通じて地域の課題を提起し、そこで暮らす人と活動する人をつなぎ、住民主体で地域を支える契機を作る役割を期待される存在である。

これまでの積み上げた信頼や関係者との繋がりを活かしながら、新たな取組み等を進めることにより共同募金を活性化することが、地域福祉の向上や地域の問題解決の一方策であるため、各自治体においても共同募金への協力支援を含め連携を進めていただけるようお願いする。

#### (1) 各都道府県共同募金会における活性化の取組例

各都道府県の共同募金会では、募金運動活性化のため、様々な取組みを行っているところである。共同募金の増強を図るため、平成21年度より運動期間の拡大(3ヶ月間を6ヶ月間へ)を都道府県ごとに順次進め、平成28年度からは全都道府県において実施期間を10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月とした。

拡大された3ヶ月の期間では、

- ① 地域の課題やその解決のための活動を募金テーマとして、市民に対して寄附を呼びかけるテーマ型募金の実施
- ② 地域の課題を解決する活動に取り組むボランティア団体やNPO等が、それぞれの活動を募金テーマとして必要性を直接訴え募金活動を行う、複数の募金テーマによる使途選択募金の実施
- ③ 地域の企業・団体と連携し、市民が特定の商品購入を通じて寄付に参加できる「寄附付き商品」など、新しい募金手法の展開

など、それぞれに創意工夫を発揮した取組を展開し、共同募金運動の活性化を進め

ている。

## (2) 共同募金との連携等

### ① 広報等にかかるご協力

募金活動においては、募金の存在や使われ方を知ってもらい、自分の寄附が地域のために役立っていることを実感し納得感を得てもらうことが重要である。そのため、各自治体におかれても、広報誌やCATVなどを通じた広報や共同募金関連行事（イベント）への参画、そして共同募金期間中の赤い羽根着用による普及啓発等に関して特段のご配慮いただけるようお願いする。

### ② 共同募金会への指導等

(ア) 共同募金運動の実施に当たっては、その社会的な使命とこれまで長年にわたって培った信頼性を維持向上させるためにも、実施にかかる経費については、常に、適切かつ厳正な運用を心掛け、必要最小限とすることが求められることから、その使途については、明確に公表する等、都道府県共同募金会を指導されたい。

(イ) 都道府県共同募金会においては、社会福祉法第115条において配分委員会を置くことが定められている。配分委員会は、共同募金の配分の公平性等を担保する重要な役割を担っており、同条の他、社会福祉法施行令第24条等でその内容が規定されているところである。

社会福祉法人制度の見直しに伴い、各都道府県共同募金会においても定款の変更等の手続が必要となるが、役員・評議員とともに配分委員会が適切な内容で定款に規定されているかについても確認いただけるようお願いする。

なお、定款の変更については、社会福祉法人中央共同募金会において「都道府県共同募金会モデル定款」の一部改正を行い、昨年12月に各都道府県知事及び各政令指定都市長あて送付したところであるので、所管する都道府県共同募金会の指導監督にあたっては参考としてこれを活用いただきたい。

## 2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

平成29年度の大員表彰実施に際しては、後日実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、平成29年7月の提出とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、平成29年度においては、児童福祉法制定70年の節目に当たることから、児童福祉事業功労者の特別表彰及び功労団体への感謝状の贈呈を実施する予定であるため、ご了承ください。

また、大臣表彰等については、近年、推薦後の取り下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

(参考)

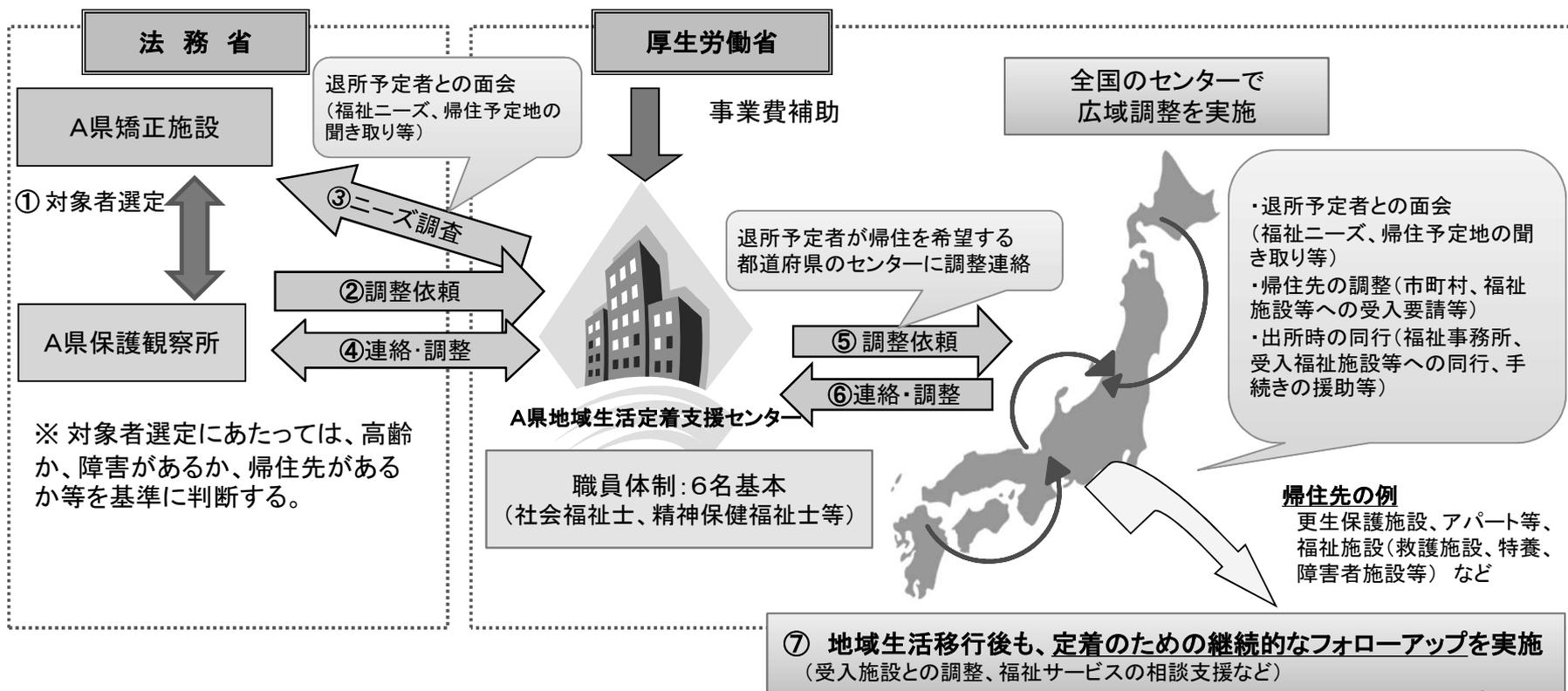
平成29年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成29年11月22日（水）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

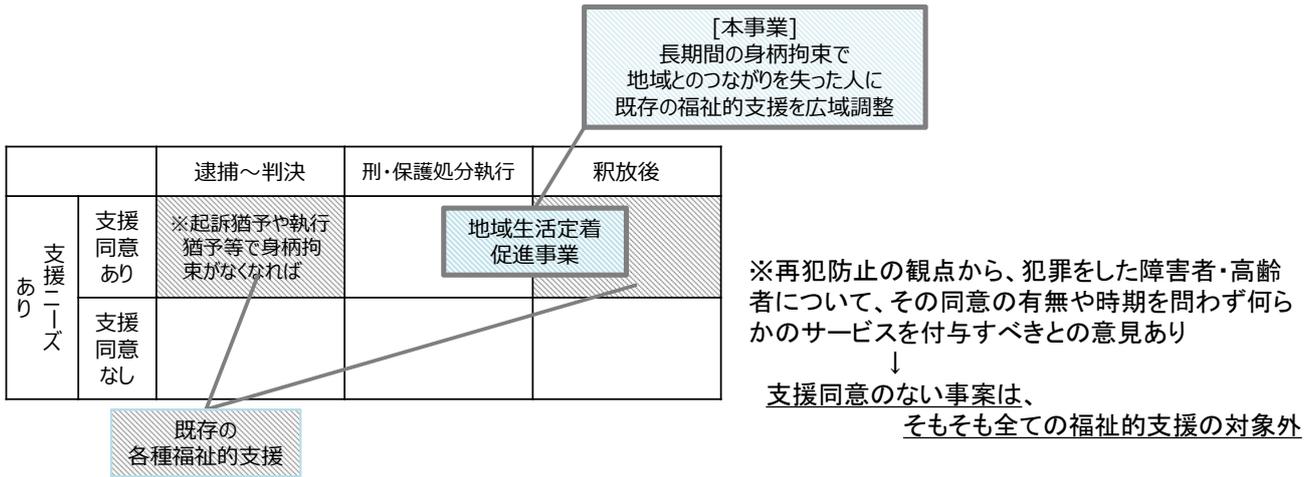
# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。（平成27年度は延べ1,396人のコーディネートを実施し、うち752人が受入先に帰住）



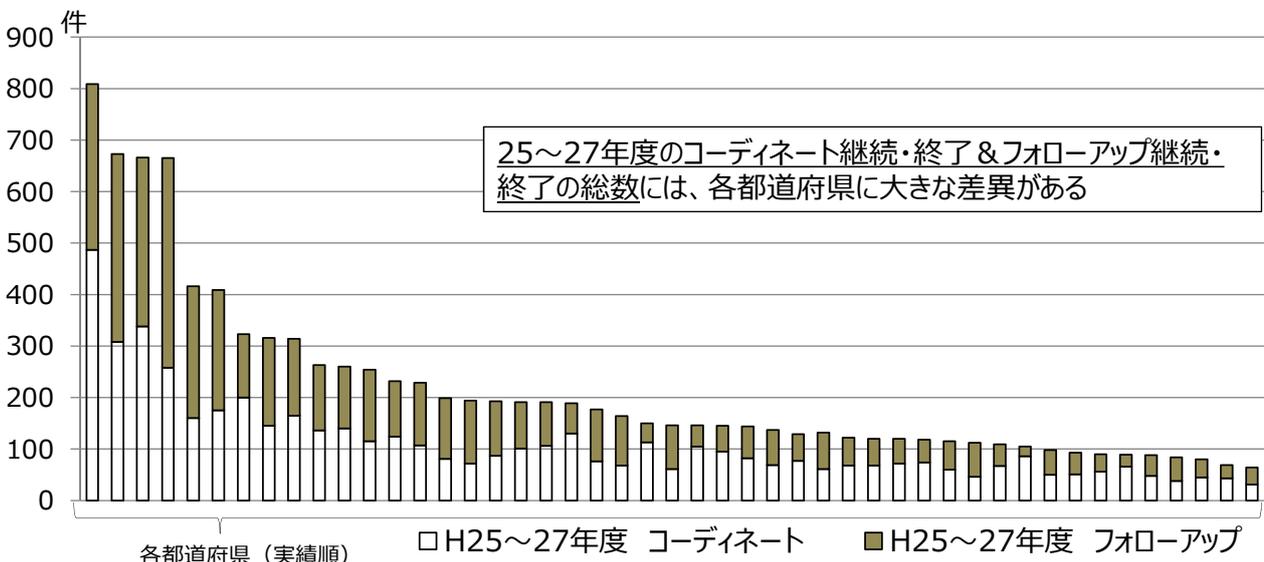
## 地域生活定着促進事業についての整理

- 1) 犯歴の有無を問わず、支援ニーズがあって、真に支援を求める人がいれば、その人の真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる必要あり
- 2) 本事業は、①限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人へ特に優先して活用し、②広域調整によって、必要な支援を地域で受けられるようにするもの
- 3) 本事業の対象外となった、犯罪をした障害者・高齢者も、支援ニーズがあり真に支援を求めるなら、既存の各種福祉的支援の対象



## 当面の地域生活定着促進事業の国庫補助のイメージ

- ① 基本的には従前同様の定額補助を行う
- ② 傾斜配分について、コーディネート&フォローアップに応じたものとする  
事業実績に応じた群ごとに傾斜額を配分するとともに、  
事業の基本額を3年程度かけて段階的に見直し



地域生活定着支援センターの平成27年度の支援状況と職員配置状況

(単位:人)

(単位:人)

|      | コーディネーター | フォローアップ | 相談支援 | 職員配置<br>H28.3.31<br>現在 |
|------|----------|---------|------|------------------------|
| 北海道  | 82       | 135     | 14   | 10                     |
| 青森県  | 15       | 19      | 10   | 5                      |
| 岩手県  | 18       | 19      | 6    | 5                      |
| 宮城県  | 21       | 34      | 19   | 6                      |
| 秋田県  | 5        | 17      | 25   | 5                      |
| 山形県  | 13       | 15      | 9    | 6                      |
| 福島県  | 29       | 25      | 3    | 5                      |
| 茨城県  | 24       | 31      | 2    | 5                      |
| 栃木県  | 20       | 24      | 7    | 8                      |
| 群馬県  | 21       | 48      | 20   | 5                      |
| 埼玉県  | 61       | 112     | 36   | 12                     |
| 千葉県  | 41       | 25      | 95   | 4                      |
| 東京都  | 130      | 147     | 9    | 8                      |
| 神奈川県 | 73       | 54      | 1    | 6                      |
| 新潟県  | 41       | 45      | 41   | 5                      |
| 富山県  | 10       | 13      | 9    | 4                      |
| 石川県  | 14       | 10      | 6    | 5                      |
| 福井県  | 20       | 38      | 40   | 4                      |
| 山梨県  | 15       | 23      | 30   | 4                      |
| 長野県  | 15       | 15      | 7    | 6                      |
| 岐阜県  | 19       | 12      | 18   | 7                      |
| 静岡県  | 39       | 48      | 14   | 5                      |
| 愛知県  | 103      | 142     | 41   | 9                      |
| 三重県  | 28       | 44      | 23   | 6                      |
| 滋賀県  | 14       | 15      | 39   | 3                      |
| 京都府  | 31       | 36      | 16   | 6                      |
| 大阪府  | 66       | 103     | 86   | 7                      |
| 兵庫県  | 22       | 16      | 95   | 6                      |
| 奈良県  | 12       | 14      | 26   | 9                      |
| 和歌山県 | 20       | 10      | 52   | 6                      |
| 鳥取県  | 12       | 19      | 15   | 4                      |
| 島根県  | 8        | 17      | 10   | 5                      |
| 岡山県  | 23       | 18      | 4    | 4                      |
| 広島県  | 36       | 44      | 11   | 6                      |
| 山口県  | 11       | 16      | 24   | 5                      |
| 徳島県  | 9        | 14      | 38   | 7                      |
| 香川県  | 19       | 36      | 57   | 5                      |
| 愛媛県  | 13       | 27      | 7    | 3                      |
| 高知県  | 9        | 2       | 42   | 4                      |
| 福岡県  | 69       | 128     | 10   | 6                      |
| 佐賀県  | 18       | 12      | 20   | 7                      |
| 長崎県  | 35       | 71      | 98   | 5                      |
| 熊本県  | 28       | 27      | 27   | 6                      |
| 大分県  | 19       | 38      | 22   | 6                      |
| 宮崎県  | 17       | 19      | 38   | 6                      |
| 鹿児島県 | 31       | 49      | 3    | 6                      |
| 沖縄県  | 17       | 36      | 7    | 6                      |
| 合計   | 1396     | 1862    | 1232 | 273                    |

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)

## 平成29年度 社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

| 月         | 行 事                          | 開催場所              | 開催日等         | 所 管         |
|-----------|------------------------------|-------------------|--------------|-------------|
| 4月        | ・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議    | 東京都               | 4月下旬         | 自立推進・指導監査室  |
| 5月        | ・新任基礎研修会〔査察指導員等〕             | 東京都               | 5月中旬         | 自立推進・指導監査室  |
|           | ・消費生活協同組合行政担当者全国会議           | 厚生労働省             | 5月下旬         | 消費生活協同組合業務室 |
| 6月        |                              |                   |              |             |
| 7月        | ・民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会 | 東京都<br>(東京ビックサイト) | 9日(日)～10日(月) | 地域福祉課       |
| 8月        | ・生活保護担当ケースワーカー全国研修会          | 東京都               | 8月上旬         | 保護課         |
| 9月        | ・全国生活保護査察指導員研修会              | 東京都               | 9月中旬         | 自立推進・指導監査室  |
| 10月       | ・共同募金運動                      | 全国                | 10月～3月       | 総務課         |
| 11月       | ・福祉人材確保重点実施期間                | 全国                | 4日(土)～17日(金) | 福祉人材確保対策室   |
|           | ・介護の日                        | 全国                | 11日(土)       | 福祉人材確保対策室   |
|           | ・全国社会福祉大会                    | 東京都<br>(メルパルク東京)  | 12日(水)       | 総務課         |
|           | ・生活保護就労支援員全国研修会              | 東京都               |              | 保護課         |
| 12月       |                              |                   |              |             |
| 29年<br>1月 | ・全国厚生労働関係部局長会議               | 厚生労働省             | 1月中旬         | 厚生労働省       |
|           | ・社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)       | 全国各会場             | 1月下旬         | 福祉基盤課       |
| 2月        |                              |                   |              |             |
| 3月        | ・社会・援護局関係主管課長会議              | 厚生労働省             | 3月上旬         | 総務課         |
|           | ・生活保護関係全国係長会議                | 東京都               | 3月上旬         | 保護課         |
|           | ・介護福祉士国家試験(実技試験)             | 全国各会場             | 3月上旬         | 福祉基盤課       |

# 平成29年度 社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要

## I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 【26億円】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

- 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進
- 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進

## III 福祉・介護人材確保対策等の推進 【74億円】※

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金(一老健局計上)などにより総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進
- 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進に向けたモデル的な取組の実施 など ※老健局計上分を含む。

## II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施 【2兆9,620億円】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進し、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進するとともに、生活保護制度の適正な実施を図る。

- 子どもの学習支援事業の推進
- 居住支援の取組強化
- 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- 医療扶助の適正実施の更なる推進 など

## IV 自殺対策の推進 【30億円】

平成29年度を自治体における自殺対策計画の策定に向けた「集中取組期間」と位置付け、自治体が計画策定に取り組むために全国一律に整備が必要な環境づくりに取り組む。

同時に、自治体の創意工夫が重視される個別の自殺対策事業についても、地域自殺対策強化交付金により支援する。

## V 熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

【7.5億円】

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

○経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援)

○社会福祉施設等に対する支援

○東日本大震災の復興支援 等

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 平成29年度予算案  | 3兆139億円            |
| 平成28年度当初予算 | 3兆50億円             |
| 差引         | +89億円(対前年度伸率+0.3%) |

## I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

### 29'予算案のポイント

#### (1) 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進：26億円

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】 20億円  
住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。
- 生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施 生活困窮者自立支援制度に係る負担金218億円の内数
- NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成(社会福祉振興助成費補助金) 6.1億円
- 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成(後掲) 地域自殺対策強化交付金2.5億円の内数

#### (2) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)

地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度による就労支援 生活困窮者自立支援制度の着実な推進400億円の内数・生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】(後掲) 5.1億円

※ このほか、地域共生関連予算として、ひきこもり対策(生活困窮者自立支援制度に係る補助金183億円の内数)、寄り添い型相談支援事業(7.5億円)を予算計上。

## Ⅱ 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

### (1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進：400億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

### (2) 生活保護に係る国庫負担：2兆8,803億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

### 29'予算案のポイント

#### ① 子どもの学習支援事業の推進

35億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。



#### ② 生活困窮者等の就労準備支援の充実

5.1億円

複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。



#### ③ 生活困窮者自立支援制度における 居住支援の取組強化

2.5億円

生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引き受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。



#### ④ 医療扶助の適正実施の更なる推進

2.2億円

生活保護受給者について、頻回受診等の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、長期入院患者等の退院支援等の取組をPDCAサイクルで効果的に実施する地方自治体を支援する等により、医療扶助の適正化を推進する。

